三好市工事検査規程（平成20年三好市訓令第9号）新旧対照表

改正前	改正後
（検査員の指名） 第3条　前条の検査を行う検査員の指名は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる者が行うものとする。 (1)　請負代金額が500万円以上の工事　総務部長 (2)　請負代金額が500万円未満の工事　三好行政組織条例（平成18年三好市条例第9号）第2条に規定する部の長、三好市教育委員会行政組織規則（平成18年三好市教育委員会規則第4号）第6条に規定する教育次長（以下これらを「工事担当部等の長」という。） 2　略 （検査の請求） 第4条　検査に係る工事を所管する課等の長（以下「工事担当課長」という。）は、請負者から工事のしゅん工検査又は部分払検査の請求があったとき及び中間検査が必要となったときは、速やかに検査に必要な書類を整備し、工事検査請求通知書（様式第1号）を第3条各号に掲げる区分に応じ、総務部長又は工事担当部等の長（以下「総務部長等」という。）に提出しなければならない。	（検査員の指名） 第3条　前条の検査を行う検査員の指名は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる者が行うものとする。 (1)　請負代金額が300万円以上の工事　総務部長 (2)　請負代金額が300万円未満の工事　三好行政組織条例（平成18年三好市条例第9号）第2条に規定する部の長、三好市教育委員会行政組織規則（平成18年三好市教育委員会規則第4号）第6条に規定する教育次長（以下これらを「工事担当部等の長」という。） 2　略 （検査の請求） 第4条　検査に係る工事を所管する課等の長（以下「工事担当課長」という。）は、請負者から工事のしゅん工検査又は部分払検査の請求があったとき及び中間検査が必要となったときは、速やかに検査に必要な書類を整備し、工事検査請求通知書（様式第1号）を前条第1項各号に掲げる区分に応じ、総務部長又は工事担当部等の長（以下「総務部長等」という。）に提出しなければならない。

附　則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、施行日以後に新たに契約する工事から適用する。